

公用車売却申込要領

物件 番号	車種名	初年度登録	乗車 定員	最低売却価格 (予定価格・税抜)
1	ダンプ	平成 16 年 11 月	3 人	100,000円



占冠村役場建設課

【申込先・問合せ先】

担当：建設課土木担当

〒079-2201 勇払郡占冠村字中央

TEL 0167-56-2173（内線76）

FAX 0167-56-2184

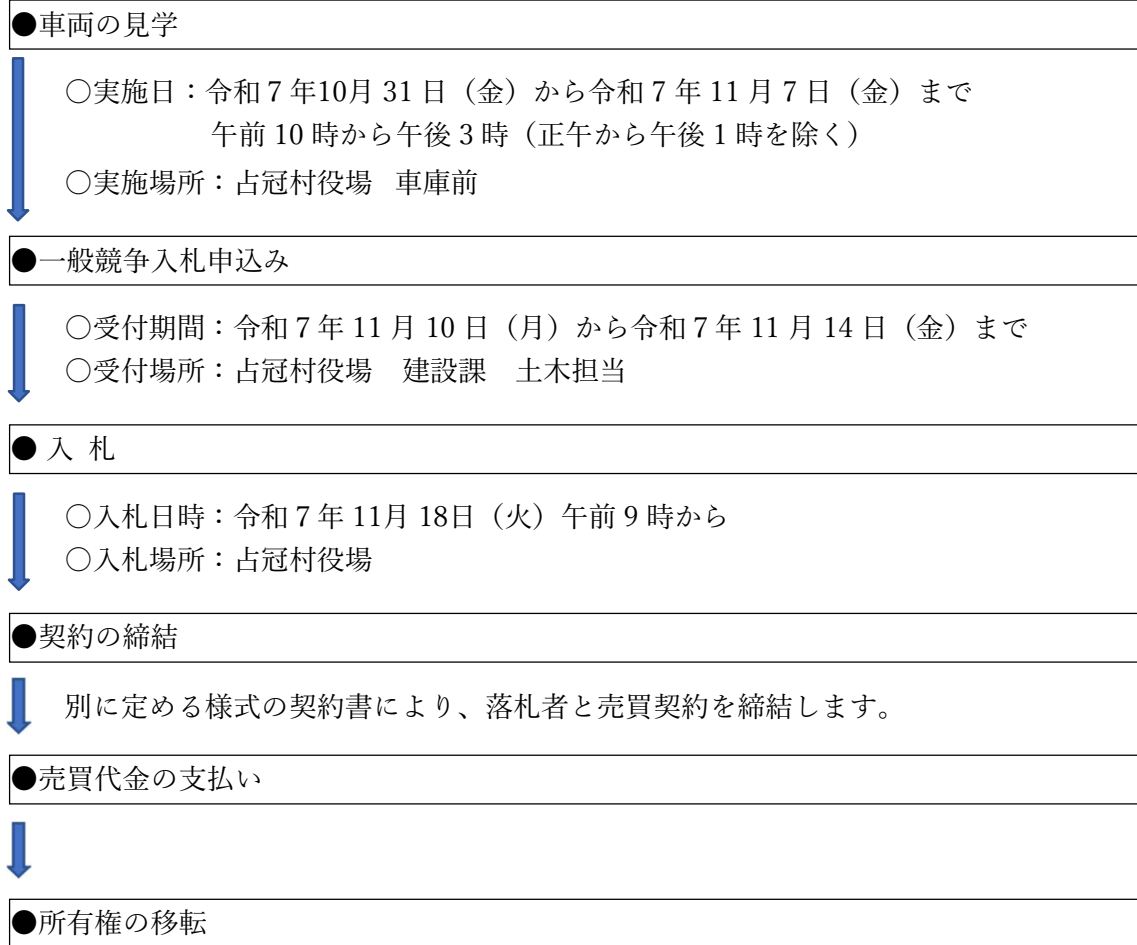
— 目 次 —

申込みから引き渡しまでの流れ……………	1
公用車売却申込要領……………	2
1 入札物件……………	2
2 車両の見学……………	3
3 入札参加資格……………	3
4 入札参加申込み……………	4
5 入札に必要な書類……………	5
6 入札に当たっての注意事項……………	5
7 入札……………	6
8 落札者の決定……………	6
9 開札結果……………	6
10 契約の締結……………	7
11 売買代金の支払方法……………	7
12 所有権の移転等……………	7
13 その他の注意事項……………	8
物品（公用車）売買契約書（見本）……………	9
添付書類	
様式第1号 入札申込書……………	11
様式第2号 入札受付書……………	12
様式第3号 入札書……………	13
様式第4号 入札結果の公表等に関する同意書……………	14

申込みから引き渡しまでの流れ

※2 ページ以降の「公用車売却申込要領」を必ずお読みください。

※車両は現状有姿での引き渡しになります。必ず車両を確認のうえお申し込みください。



所有権は、売買代金完納と同時に移転し、車両を現況のまま引き渡します。

公用車売却申込要領

令和7年11月18日（火）に占冠村が行う「公用車の売り払い」の一般競争入札（以下、「入札」という。）に参加される方は、本申込要領の内容を承知のうえ、入札に参加してください。

1. 入札物件

物件番号 1

車種名	ダンプ
型式	KL-CZ55E
自動車の種別及び用途	普通
登録番号	旭川 100 は 1303
初度登録	平成 16 年 11 月
乗車定員	3 人
車両総重量	19,915kg
総排気量	21.2L
燃料の種類	軽油
車検有効期間	令和7年11月7日
最低売却価格（予定価格）	100,000円

※最低売却価格には、消費税及び地方消費税を含みません。

※車両は、現況のままで引き渡しますので、申込み前に必ず車両をご確認ください。隠れた不調や故障等についての責任は一切負いません。また、引き渡し後に新たな不良箇所等が発見されても、代金の減額、損害賠償請求及び売買契約の解除をすることはできません。

2. 車両の見学

(1) 実施日

令和7年10月31日（金）から令和7年11月7日（金）まで
午前10時から午後3時（正午から午後1時を除く）

(2) 実施場所

占冠村役場 車庫前

※建設課土木担当（Tel0167-56-2173 内線76）までお問い合わせください。

3. 入札参加資格

入札に参加することができる者は、指定期日までに購入代金を納入し、車両の引き取りができる者です。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

(1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後、3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

① 占冠村との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 占冠村の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 占冠村の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は村との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして、占冠村との契約を履行しなかった者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

(4) 上記の他、申請に不正があった者、又は、占冠村の審査により売却の相手方として不適切であると判断された者

4. 入札参加申込み

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

(1) 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年11月14日（金）まで

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午から午後1時を除く）

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。

※最終日は午後5時15分必着（郵送・持参とも）

(2) 受付場所

占冠村役場 建設課 土木担当

〒079-2201 勇払郡占冠村字中央（TEL0167-56-2173 内線76）

(3) 申込方法

様式第1号「入札申込書」、様式第2号「入札受付書」に必要事項を記入又は押印し、次の書類を添えて占冠村役場建設課土木担当へ郵送（簡易書留（申込者費用負担））又は直接持参により申込んでください（FAX、電子メール等は無効）。申込みされた方には、必要な書類一式をお渡し（送付）します。

(4) 添付書類

① 個人の場合

i 住民票（個人番号・本籍の記載のないもの）の写し・・・1通 ii

印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通 iii

市町村税の納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・1通

② 法人の場合（村に R7年度入札参加資格審査申請書を提出されている場合は不要）

i 商業・法人登記事項証明（履歴事項全部証明書）・・・・1通 ii

印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通 iii

市町村税の納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※ i、ii、iiiについては、発行後3ヶ月以内のもの。

※それぞれの市役所・町村役場へお尋ねください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

申込みに当たっては、1社（1人）につき1申込みとなります。

5. 入札に必要な書類

(1) 村からの発送書類

入札参加申込みされた方には、下記の書類一式をお渡し（送付）します。

- ①入札書（2枚、1枚は予備）
- ②入札結果の公表に関する同意書
- ③入札受付書（占冠村による受付印押印済のもの）

(2) 書類の確認

送付された書類を確認の上、必要事項を記入又は押印してください（押印する印鑑は入札参加申込書に押印したものと同一であること）。

(3) 書類の提出

入札に必要な書類一式（下記）を、郵送（簡易書留（入札参加者費用負担）又は直接持参によりご提出ください。

- ①入札書（封筒入り。糊付けの上ご提出ください。）
- ②入札結果の公表に関する同意書

6. 入札に当たっての注意事項

入札書は必ず占冠村所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。

- (1) 一度提出された入札書は、その理由のいかんに関わらず、その取り消し、変更、引き換え、入札後においての見込み違い、誤記、物件に関する異議等があっても一切これを受け付けません。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑証明書と同じ印影）を押印していただきます。
- (3) 入札書への金額記入は、アラビア数字（0、1、2、3…）を使用し、金額の頭書きには「¥」印を付してください。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
 - ③ 所定の入札書によらない入札
 - ④ 入札者の記名押印がない入札
 - ⑤ 入札申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
 - ⑥ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - ⑦ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - ⑧ 入札者が連合して入札したとき。
 - ⑨ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

- ⑩ 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
 - ⑪ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。
 - ⑫ 最低売却価格を下回る入札をしたとき。
 - ⑬ その他不正の行為があった入札、入札に関する条件に違反した入札
 - ⑭ 入札書が所定の場所・日時に到達しない場合
- (5) 入札金額には、消費税及び地方消費税は含みません。契約額は、落札者が入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税（入札金額の 10%）を加算した金額となります。

7. 入 札

- (1) 入札日時：令和7年11月18日（火）午前9時から
- (2) 入札場所：占冠村役場

入札書は、入札日前日の午後3時までに郵送（簡易書留（入札参加者負担））又は直接持参により、入札書（封筒入り）を含む「入札に必要な書類」一式（5ページ「5. 入札に必要な書類（3）書類の提出」をご参照ください）を、占冠村役場建設課土木担当に提出してください。なお、入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。郵送による提出の場合は、簡易書留にて早めの時期にお送りください。

8. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、有効な入札を行った者のうち入札書に記入された金額が、占冠村が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。
- (3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません

9. 開札結果

開札した場合は、文書（郵送）にて当該入札者に係る結果を通知します。

10. 契約の締結

(1) 契約の締結

落札者と契約書を交わします。契約締結日は、落札通知の日より7日以内の日付とします。

※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

※契約額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税（入札金額の10%）を加算した金額となります。

(2) 契約費用

契約の際に費用が生じる場合は、落札者により負担していただきます。

11. 売買代金の支払方法

(1) 落札者は、占冠村が発行する納入通知書により契約締結日から金融機関の営業日である10日以内に納付しなければなりません。

(2) 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除します。

12. 所有権の移転等

(1) 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。

(2) 移転登録

領収書で売買代金の納付が確認できた後、落札者によって書類を作成いただき、落札者の請求に基づきながら今後の手続きに必要な対応を行います。車両の移転登録に係る手続き（臨時運行許可、車検、車両の所有者の名義変更等）は落札者に委任することとし、落札者の責任において行うこととなります。

(3) 公租公課等

移転登録等に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 書類の提出・車両の引き渡し

車両の移転登録後は、完了したことが確認できる書類（写し）を提出してください。引き渡し後は速やかに車両を移動することとし、保管場所からの車両の搬出は落札者の責任において行ってください。

また、車両の「占冠村」「国土交通省補助除雪機械」「建設機械S16-2624占冠村」等の文字を車両引き渡し後、直ちに全て確実に消去し、写真を提出してください。

(5) 落札者は、落札に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13. その他の注意事項

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みを取り消すことがあります。
- (2) 車両の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず車両を確認してください。また、引き渡し場所は占冠村役場車庫前とし、引き渡し等運搬にかかる費用は落札者の負担とします。
- (3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、占冠村の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (4) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、占冠村に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (5) 落札車両の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (6) 車体に記載のある「占冠村」「建設省補助事業除雪機械」「建設機械S16-2624」の表示について、落札者において消すこと。後日、村に写真等を提出してください。
- (7) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害については、占冠村は一切責任を持ちません。
- (8) その他不明な点については、占冠村役場建設課土木担当（Tel0167-56-2173 内線76）までお問い合わせください。

物品売買契約書

売出人 占冠村（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末尾表示の物品を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する請求書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転手続き等）

第3条 乙は、前条の規定により売買代金の支払いが完了した後、必要な手続きを実施するものとする。この場合に要する経費は、乙の負担とする。

（物品の引渡し）

第4条 甲は、前条に定めた手続きが完了した日に、物品を引き渡すものとする。

（瑕疵担保）

第5条 乙は、この契約締結後、対象物品に瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（費用の負担）

第7条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 北海道勇払郡占冠村字中央
占冠村長 田 中 正 治 ㊟

乙

㊟

売買物品の表示

建設機械名	車両番号	数量	備考
除雪トラック	旭川 100 は 1303	1 台	

様式第 1 号

受付印

入 札 申 込 書

一般競争入札による公用車の売払いについて、公用車売却申込要領（以下「申込要領」という）の内容、占冠村財務規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「3.入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、申込要領、入札車両の状況、入札車両を現地で確認した上で入札車両が現状のままで引き渡されること等全て承知の上参加しますので、後日これらの事項について占冠村に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和7年 月 日

占冠村長 田 中 正 治 様

1 申 込 者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名（※1））

印

電話番号

※印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

2 申込物件

建設機械名	車両番号	数量	備考
除雪トラック	旭川 100 は 1303	1 台	

注記 ※1 法人の代表者名になります。

様式第 2 号

受付印

入 札 受 付 書

1 申 込 者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

電話番号

2 申込物件

建設機械名	車両番号	数量	備考
除雪トラック	旭川 100 は 1303	1 台	

入札書

入札金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

占冠村財務規則その他関係法令を遵守し、公用車売却申込要領について承諾のうえ、
上記の金額で入札いたします。

令和 年 月 日

占冠村長 田 中 正 治 様

住 所
入札者
氏 名

記

除雪ドーザ売却

建設機械名	車両番号	数量	備考
除雪トラック	旭川 100 は 1303	1 台	

様式第 4 号

入札結果の公表等に関する同意書

私が、令和 7 年 11 月 18 日開札の物件番号 1 の車両を落札した場合、占冠村が行う入札結果のホームページへの公表及び問い合わせについて、下記のとおり取り扱ってくださ

い。

1 村のホームページについて

- ・落札者の別（法人・個人）を公表することに（ 同意します / 同意しません ）
- ・落札額を公表することに（ 同意します / 同意しません ）

2 電話等での入札結果への問い合わせについて

- ・落札者の別（個人・法人）を公表することに（ 同意します / 同意しません ）
- ・落札額を公表することに（ 同意します / 同意しません ）

令和 7 年 月 日

占冠村長 田 中 正 治 様

1 申込者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

電話番号